

西神中央なぞときラリーの制作・運営業務 仕様書

1. 業務概要

西神中央駅周辺施設を活用したなぞときラリーの制作・運営

2. 目的

リニューアル後の西神中央駅周辺施設は、これまで以上に幅広い区民の活用が可能となっているものの、区民への広報が課題となっている。西神中央という街全体の魅力と各施設の認知度向上を目的に、西神中央を周遊する「なぞときラリー」を実施する。

3. 契約期間

契約締結の翌日から 2024 年 12 月 27 日まで

4. イベント開催期間（予定）

2024 年 11 月 1 日（金）～2024 年 12 月 1 日（日）

5. “なぞ”の設置予定箇所

下記から選定し、計 7 箇所以上に設置すること。下記によらず、イベントに適した場所があれば、別途協議するものとする。また、設置の際は、施設内の通行等の支障とならないよう、施設管理者と十分協議を行うこと。

- ・市営地下鉄西神中央駅
- ・プレんティ広場
- ・西区役所
- ・なでしこ芸術文化センター
- ・西神中央公園
- ・西区文化センター
- ・埋蔵文化財センター
- ・プレんティ
- ・エキソアレ
- ・パークアベニュー
- ・糀台公園
- ・ハーブ像(プレんティ東側)

6. 業務内容

(1) コンテンツの企画

- ・コンテンツの考案、企画、準備に関するすべてを業務とし、実施にあたり関係各所との連絡調整を行う。
- ・コンテンツは西区の魅力を発信できるものとし、イベントを通して西区への理解が深まるように努めること。
- ・参加料は無料とする。
- ・小学生親子を対象とし、“なぞ”の難易度は、小学生高学年が自力で解答可能なものとする。また、ヒント等により高学年未満であっても解答可能なように工夫すること。
- ・“なぞ”を解き進めるためのストーリーを作成し、各施設の周遊を促すこと。
- ・各施設の周遊ルートを示したなぞときマップを作成すること。周遊ルートについては、安全面に十分配慮したルートとすること。
- ・“なぞ”の設置とあわせて、設置施設のPRに努めること。また、実際に足を運ぶことで解答可能となるような工夫を行うこと。
- ・全問回答までの所要時間は2～3時間程度とすること。
- ・なぞとき完了後に景品抽選に応募できる仕様とすること。
- ・イベント実施前に、区役所職員立会いのもと、最終確認を行うこと。

(2) システム構築業務

- ・WEB ページまたはアプリ等の使用により、イベントコンテンツや施設のPR等についてデジタル媒体を活用すること。
- ・アプリの場合はiOSおよびAndroidのいずれにも対応したものとすること。また、バージョンは最新のものに対応すること。
- ・対応言語は日本語とすること。
- ・アプリの場合は、「AppStore」「GooglePlayStore」へのアプリケーション登録を行い、イベント実施期間中は継続して配信できる体制とすること。

(3) 広報業務

以下の項目の内容を踏まえ、西区と協議のうえ、イベントの広報を実施すること。イベント開始2週間前までに各種広報を開始すること。

- ・ポスターの作成および設置 約50枚
- ・チラシの作成および配架 約2,500枚
- ・SNSを活用した広報

(4) イベント運営業務

- ・イベント参加者および施設管理者からの問い合わせ対応を行うこと。
- ・イベント実施期間中は、実施エリアの現地確認を行い、有事の際に速やかに対応できる体制をとること。

(5) 景品の選定・手配・当選者の決定・配送

- ・受託者は、合計 50,000 円程度（配送料込み）の神戸市西区の産品（西区で生産されたもの、または西区で生産されたものを用いた加工品等）又は西区内施設の利用券等を選定して手配するものとし、景品の内容および景品数については、西区役所と協議のうえ決定するものとする。
- ・当選者は 50 名程度とし、当選者の決定方法は抽選とすること。
- ・当選者に景品を配送すること。

(6) イベント参加者の集計・分析

- ・受託者はスタンプラリー参加者にアンケート調査を行い、年代・性別・居住地域・西区への来訪回数・参加のきっかけ・イベントの難易度・イベントの満足度・イベントへの要望等について集計すること。
- ・アンケートの実施方法は問わないが、事前に区と協議し決定すること。

7. 中間報告等

業務の各段階において、進捗報告書を作成のうえ、区と打合せを実施するものとする（4回程度を想定）。なお、広報物の校正等は上記に含まれない。

8. 成果品

- ・実施報告書、アンケート調査結果
- ・制作した広報物
- ・印刷物等の電子データ
- ・その他区が指示するもの

9. その他

- ・西区マスコットキャラクターの「神戸ウエスタン」のイラストを使用する場合は、使用条件を遵守すること。
- ・委託事業者は本業務を通じて取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律等に基づき、適正に取り扱うこと。
- ・本仕様書に定めのない事項については、別途協議によるものとする。

10. 支払方法

検査合格後、受託者からの請求書に基づき一括で支払うものとする。

11. 問い合わせ先

神戸市西区総務部地域協働課 守谷・岩城

TEL : 078-940-9501

FAX : 078-991-5546

E-Mail : west@office.city.kobe.lg.jp